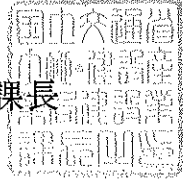




国土建推第1号  
平成26年4月1日

一般社団法人日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



消費税の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（別添1）及び「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について」（別添2）において要請させていただいたところである。

本日（平成26年4月1日）、消費税率が5%から8%に引き上げられたところであり、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴会傘下建設業者に対し、改めて、指導方お願いするとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知されたい（別添3参照）。

なお、地方公共団体に対して、別添4のとおり消費税の適切な取扱いを要請しているので、併せてお知らせする。